

令和 2 年

社会文教常任委員会会議録

令和 2 年 11 月 24 日

田上町議会

令和 2 年 第 7 回 臨時 会
社会 文教 常任 委員会 会議 録

- 1 場 所 大会議室
- 2 開 会 令和 2 年 1 1 月 2 4 日 午後 1 時 4 3 分
- 3 出席委員
- | | | | |
|-----|-----------|-------|-----------|
| 1 番 | 小野澤 健 一 君 | 7 番 | 今 井 幸 代 君 |
| 2 番 | 品 田 政 敏 君 | 9 番 | 熊 倉 正 治 君 |
| 6 番 | 中 野 和 美 君 | 1 3 番 | 高 橋 秀 昌 君 |
- 4 欠席委員
な し
- 5 地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名
- | | | | |
|---------|---------|---------------|-------|
| 副 町 長 | 吉 澤 深 雪 | 保健福祉課長 | 渡 邊 賢 |
| 教 育 長 | 安 中 長 市 | 教育委員会
事務局長 | 小 林 亨 |
| 町 民 課 長 | 田 中 國 明 | | |
- 6 職務のため出席した者の氏名
- 書 記 中 野 祥 子
- 7 傍聴人
な し
- 8 本日の会議に付した事件
- 議案第 5 2 号 令和 2 年度田上町一般会計補正予算（第 9 号）議定について中
第 1 表 歳出の内
- | | |
|-------|----------|
| 2 款 | 総務費（2 項） |
| 3 款 | 民生費 |
| 4 款 | 衛生費 |
| 1 0 款 | 教育費 |
- 議案第 5 4 号 同年度田上町訪問介護事業特別会計補正予算（第 1 号）議定につ
いて

午後1時43分 開 会

社会文教常任委員長（今井幸代君） では、皆さん、改めましてお疲れさまでございます。早速ではございますが、社会文教常任委員会の付託案件審査を始めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

副町長からご挨拶ありましたら一言お願いします。

副町長（吉澤深雪君） お疲れさまです。それでは、社会文教常任委員会に付託されました議案それぞれよろしくご審議のほうお願いいたします。

社会文教常任委員長（今井幸代君） それでは、本委員会に付託されました案件は、議案第52号 令和2年度田上町一般会計補正予算（第9号）議定について中、第1表、歳出のうち、2款総務費（2項）、3款民生費、4款衛生費、10款教育費、議案第54号 同年度田上町訪問看護事業特別会計補正予算（第1号）議定についてとなっております。

これより議事に入ります。

議案第52号を議題といたします。

執行の説明を求めます。

副町長（吉澤深雪君） お疲れさまです。ただいま審査いただきます議案第52号、一般会計の補正予算ではありますが、先ほど本会議で町長がご提案申し上げましたとおり、このたびの新潟県の人事委員会勧告あるいは国の人事院勧告に伴う期末手当、給与等の改定に伴うものであります。

その内容につきましては条例改正ということで、議案第49号から議案第51号が今総務産経常任委員会のほうに付託されておりますが、全体の中身ということで参考資料を議案と一緒に配付しておりますので、若干そちらに目を通していただきたいと思っております。

議案第49号から議案第51号の参考資料ということで、田上町職員の給与に関する条例等の改正の概要であります。改正理由は今申し上げたとおり、県の人事委員会あるいは人事院勧告に伴う期末手当の支給率を改定するというようなことで、全体の影響額、今回の給与改定の影響額は260万9,000円の減額、マイナスというようなことであります。

改正内容であります。給料表については今回は改正はないということでありま

すし、期末手当、いわゆるボーナスであります。一般職が0.05月の引下げ、それに準じまして特別職、議員の方についても一般職に準じて0.05月の引下げであります。

議案第49号が町職員の給与に関する条例の一部改正ということでありまして、令和2年度の12月の期末手当、現行1.30月を0.05月引き下げて1.25月にということになります。

なお、令和3年度については、6月分、12月分をそれぞれ年間での支給額を調整するというようなことで、6月、12月それぞれ0.05月の半分ずつ、0.025月ですか、それぞれを引下げというような形で今回は条例改正をするということになります。

議案第50号は、特別職の職員の給与であります。議案第51号は議会議員の報酬等ではありますが、それぞれ期末手当一般職に準じまして、12月の期末手当は現行1.65月を0.05月引き下げて1.60月に、令和3年度は6月、12月にそれぞれならして調整を行うというようなことあります。

なお、それ以外に職員以外というか、職員であります。会計年度任用職員の期末手当についても一般職員に準じて期末手当を減じるということで、今回0.05月引下げを行うというようなことで今回補正予算の提案をいたします。

なお、詳しくはそれぞれ担当課からまた説明いたしますので、お願いいたします。
町民課長（田中國明君） お疲れさまでございます。それでは、議案書の14ページのほうをお開きいただきたいと思っております。

一番下段になります。2款総務費、2項徴税費、1目税務総務費でございます。今ほど副町長のほうから説明がありましたように、税務係7名分の給与を今回改正に伴いまして9万円の減額をお願いするという内容でございますので、よろしくお願ひします。

私のほうの説明は以上です。

保健福祉課長（渡邊 賢君） それでは、議案書15ページお開きください。15ページの中ほど、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費でございます。38万5,000円の減額ということでございますが、これにつきましては福祉系の職員9人おりますけれども、9人分ということで期末手当の減額ということになります。

教育委員会事務局長（小林 亨君） 続きまして、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費52万円の減額をお願いするものでございます。備考欄のほうへ来まして、児童福祉総務事業のほうの期末手当ということで33万1,000円の減額となりますけれども、こちらのほうは竹の友幼稚園の職員27名分の期末手当の減額分となります。

続きまして、児童福祉総務費その他事業ということで18万9,000円の減額となりますが、こちらのほうにつきましては、会計年度任用職員の期末手当22名分の減額分となります。

続いて、2目児童運営費7,000円の減額でございます。こちらにつきましては説明欄のほうでお願いしたいと思いますが、子育て支援センターの運営事業ということで、こちらの会計年度任用職員の期末手当ということで7,000円の減額となるものです。

(これ1名かの声あり)

教育委員会事務局長(小林 亨君) 1名です。

保健福祉課長(渡邊 賢君) では、16ページ御覧ください。16ページ中ほどでございます。4款であります。4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費でございます。10万8,000円の減額をお願いするものでございます。説明欄御覧ください。保健衛生総務事業ということで、職員手当分、期末手当を9万9,000円の減額、これが7名でございます。それから、その下、会計年度任用職員期末手当、これは看護師1名でございますが、9,000円の減額ということで、合計で10万8,000円の減額をお願いするというものでございます。

教育委員会事務局長(小林 亨君) 続きまして、ページのほうが18ページのほうになります。10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、こちらのほうで12万6,000円の減額をお願いするものでございます。こちらにつきましては、説明欄のほうの事務局費ということで、こちらも教育長の期末手当、それから学校教育係5名分の期末手当9万7,000円の減額をお願いするものであります。

続いて、2項小学校費、1目学校管理費1万3,000円の減額をお願いするものでございます。こちらについては、説明欄のほうへ来まして羽生田小学校の管理費ということで、職員の期末手当1万3,000円、1名分の減額となります。

続いて、4項社会教育費、1目社会教育総務費のほうで3万1,000円の減額をお願いするものであります。こちらのほうも説明欄を御覧いただきたいと思います。生涯学習事業ということで、こちら職員2名分の期末手当の減額となります。

続きまして、19ページのほうを御覧いただきたいと思います。5項保健体育費、4目学校給食施設費10万1,000円の減額をお願いするものであります。説明欄のほうを御覧いただきたいと思います。学校給食施設費ということで、こちら職員4名分の期末手当、それから会計年度任用職員5名分の期末手当の減額分となります。

説明のほうは以上でございます。

社会文教常任委員長（今井幸代君） 説明が終わりました。

ただいま説明のありました案件について質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

13番（高橋秀昌君） 今回全体的には、いわば臨時職員、会計年度任用職員の期末手当の減額も一般職員と同じように0.05か月分を引き下げるというふうな提案であります。私が危惧しているのは、もともと正職員と同じような仕事をしていながら、任用職員だということで恐らくこれ給与もたしか少ないと思うのです。そういう人たちが期末手当は1.30か月からもともと少なく1.275か月しか出ないわけだけれども、これも同じように率として引き下げるということになれば、やっぱり額としては大きな差が生まれるのではないかとということに危惧しているのですが、こうした点ではもう少し考慮をする必要があったのではないかとと思うのですが、いかがでしょうか。

副町長（吉澤深雪君） 会計年度任用職員の関係であります。実はこれこの4月からスタートしました。今まで手当、ボーナスについてはこれよりも低かったということで、これを4月から一般職員と同じ、準じて同じ支給割合にすると、期末手当については同じ支給にすることで今回改正させていただいた関係がありますので、もちろん一般職員に準じて支給をするというふうな決まりで今動いていますから、そういう意味では全体的な額で給与月額自体が確かに指摘されたように一般職員よりも低いわけではありますが、取りあえずは期末ボーナス等を今回は同じように支給するというふうにスタートしたわけですので、それに準じて今回はこの形で提案させていただきました。

13番（高橋秀昌君） 副町長、私が今言っているのは、今回提案そういう形でしているがということなのです。しているが、今後もこういうような提案の仕方ではまずいのではないかと趣旨のこと言っているのです。つまりもともと給与が少なく、期末手当についても一般職員よりも少ないわけだから、額としてはぐっと少ないわけだ。それに引下げをするときに一般職員と同じように引下げ率でやったら大いにやっぱり皆さんが困るのではないかと、任用職員の人たちは。そういうことを言っているのです。分かる。引き下げる率は同じにしたのだということは今回の提案で分かるのだけれども、こういうような形でもともと報酬も少ない、それから一時金も少ないところに同じ率で下げていくのはどういうものなのだと、やっぱり検討する必要があるのではないかと指摘を今したのです。今提案を改めよという意味ではないのです。今回の提案はこれはこれで、そういう決まったルールに基づいて

こうしたのだけれども、これでは不合理ではないですかという話をしているのですが、いかがですか。

副町長（吉澤深雪君） 確かに給与等年間の給与額自体が減るというのは確かなことでありますので、今後の検討というか、研究課題にはいたしますが、ただ当然今回は減額でありますので、もしも増額というような改定が出れば当然また準じて増額、一般職に準じて会計任用職員も増額というようなことがありますので、そういう意味でいうと今回措置をしないと不具合が生じるかなということはやはり考えてはおります。

以上であります。

13番（高橋秀昌君） ちょっと私の言い方が伝わっていないようなのだけれども、今回の例はいわゆる基本的なルールに基づいてやっているわけではないですか、規定に基づいて。だから、この規定はけしからぬと言っているのではないの。ただ、よく見てみると、もともと任用職員や臨時職員は給与も低い、ボーナスも少ないのに、さらに引き下げるときに、例えばここだったらもう少し引下げ幅を差をつけるとか、差をつけるというのは少なくすとかということによって臨時職員を守っていくということもあり得るのではないか、そういう視点が今後必要ではないのかということと指摘しているのです。上げるときも少なくしなさいという意味ではない。下げるときが問題だよという意味を言っているのです。そういうふうな理解の仕方してもらいたいのですが、決してこの提案はけしからぬから、私は反対の立場での質疑ではないのです。これ行く行く見ていくと、やっぱり臨時職員というのは非常に待遇が常に脅かされるのではないかということからこういう提起をしているのです。でも、規定でそうなっているわけですから、この規定をもう一度見直して、再検討してどうするかは町執行の姿勢だと思うのですが、そういうことが必要ではないかということと訴えているのですが、いかがです。

副町長（吉澤深雪君） 指摘の件について、今度というか、再検討なり検討はしていきたいと考えています。

13番（高橋秀昌君） 終わります。

社会文教常任委員長（今井幸代君） ほかにご質疑のある方。

すみません。私から1点お聞かせ願いたいと思うのですが、10款教育費で、学校管理費で羽生田小学校の職員手当の減額が入っているのですが、田上小学校等も、他の2校が入ってこないのはそういった会計年度任用職員ですとか、町の職員がいらないということになるのでしょうか。その辺ちょっと説明願えるとあり

がたいです。

教育委員会事務局長（小林 亨君） 今ほどの委員長のご質問でございますけれども、田上小学校及び田上中学校については、会計年度任用職員で管理員賄っておりますが、会計年度任用職員、管理員に対してはこの期末手当というのが支給されておられませんので、減額の対象となっていないというものでございます。

社会文教常任委員長（今井幸代君） すみません。では、学校管理員に関してはこの期末手当というものがそもそも入っていないということですが、すみません、ちょっと状況が、その実態が分からないのですけれども、そういった会計年度任用職員イコールすみません、町の期末手当に準拠するような形になるというふうに聞いていたので、こっちの管理員のほうもそういう形なのかなというふうに思っていたのですけれども、会計年度任用職員の職種によって期末手当が支給される職種と支給されない職種がいろいろと存在するということなのだろうと思うのですけれども、参考までに支給されないものというのがどういったものがあるのか、ちょっと教えていただけるとありがたいです。

教育委員会事務局長（小林 亨君） 期末手当が支給されております会計年度任用職員、教育委員会関係でいいますと竹の友幼稚園の有資格者である保育士、それから調理員という形になっております。支給されておらないのは、今ほど言いました管理員であるとか、事務補助員であるとか、その職種の方には支給はされておらないということでございます。

（管理員と誰、もう一人の声あり）

教育委員会事務局長（小林 亨君） 事務補助の職員です。

社会文教常任委員長（今井幸代君） 保育補助も入らないですか。

教育委員会事務局長（小林 亨君） 保育補助も入っておりません。

社会文教常任委員長（今井幸代君） 分かりました。ありがとうございます。基本的には今の説明だと有資格者、調理師資格であったりとか、保育士資格等の資格を有する、有資格者に関する会計年度任用職員は期末手当が支給されるけれども、そういった資格を要しない職種に関しては期末手当が支給されないというこの理解でよろしいのか、その辺りもう少しなぜ期末手当が支給されないのかというところを説明いただけるとありがたいです。

副町長（吉澤深雪君） 今回その会計年度任用職員について、期末手当を支給するという規定自体が一般町職員と同じような、同等な仕事、業務内容をしている者に対して期末手当を支給するというところでスタートした関係があるものですから、そうい

う意味でいいますと資格のある者はやはり町職員と同じ資格で勤務をしているということから支給をしていくということでスタートをしたと。それらについては同等とはちょっと言えないということで、手当のほうは支給をせないということで決めております。そういうふうな関係であります。

13番（高橋秀昌君） そうすると、ちょっともう少し詳しく。私のほうはみんな、全て臨時の人は全部対象だと思ったのだが、今のお話だと例えば管理員の人は勤務形態が極めて1日短いとか、あるいは交代制で1か月に何回交代になっているとかという状況でしょうか。

それから、事務補助員や保育補助員、これはみんな対象だと言うのだが……

社会文教常任委員長（今井幸代君） 対象外です。

13番（高橋秀昌君） 給食はいいよね。

社会文教常任委員長（今井幸代君） 対象外です。

13番（高橋秀昌君） 対象外、ごめん、ごめん。管理員と事務補助員、保育補助員は対象外だと言っているのだが、勤務形態がそもそも非常に短いとかということが特徴なのでしょうか。例えば補助員としても役場の職員と違うからと言うけれども、これほぼ毎日来て補助をしていけば同じではないかと思ってしまうのだけれども、それはもう全くそういう状況ではないよと、3時間しか働かないとか、そういうことなのでしょうか。どうだ、そこをちょっと説明してくれませんか。

副町長（吉澤深雪君） すみません。実はよくそこまで私今承知していないものですから、ちょっと確認した上でお答えさせていただきたいと思いますが。

13番（高橋秀昌君） 事務局は知らない。

教育委員会事務局長（小林 亨君） 保育補助員につきましては、補助員個々によりまして勤務時間のほうがまちまちとなっております。ただ、一般職員よりも短時間の勤務というのが原則となっております、基本的には一般職よりも短い時間帯での勤務をお願いしているという形になると。

13番（高橋秀昌君） いや、短いつてどう短い。例えば7時間半働いたのも短いわけだ。

教育委員会事務局長（小林 亨君） 7時間半のケースもございますし、1日3時間というケースもございますし、パートの関係も当然出てきておりますので、その人が都合のつく時間帯で勤務願っているケースもございますので、個々によって勤務時間のほうがまちまちという形になっております。

13番（高橋秀昌君） 事務補助員は。

教育委員会事務局長（小林 亨君） 竹の友幼稚園の事務補助員については、一般職よりも短い時間帯で勤務をしております。

13番（高橋秀昌君） いや、短いなら7時間半も短い。

教育委員会事務局長（小林 亨君） 7.5時間で勤務しております。

6番（中野和美君） そうしますと、もう一つ確認なのですが、調理員も調理師資格がない方はそういう期末手当の対象にならないということによろしいのかと。もう一つ、前に教育長がされていたスクールサポーターでしたでしょうか、学校の支援ではなくて、サポーターあるではないですか、教育長がされていた。あれも……

（指導員ですぬの声あり）

6番（中野和美君） 指導員ですか。

（何事か声あり）

6番（中野和美君） 指導員ではなくて、それ以外のスクール、学校の民間から……

（コーディネーターの声あり）

6番（中野和美君） コーディネーター。スクールコーディネーターもその期末手当に入らないという解釈でよろしいでしょうか。

教育委員会事務局長（小林 亨君） 学校コーディネーターにつきましては、支給の対象となっております。調理員で資格のない調理員の関係というのは基本的に今いないと思いますので、ただパートさんには出ていないという形になります。

13番（高橋秀昌君） 実はそこまで知らないまんま今日来たのですが、私は既にそういう規定がされているわけだから、それを見直して改定するしか方法はないので、ぜひそこ見直していただきたいのです。というのは、私は短時間パートの人も対象にしないでという趣旨ではないのです。もともと8時間働けば正社員と変わらないではないか、正規社員と変わらないではないかということがあるために7時間半にしているのです。その人は7時間半しか働けないから7時間半ではないはずですが。したがって、考え方としてみれば一定の日数、7時間半であっても一定の日数を、例えば半年以上連続してとか、あるいは1年間連続してとか、10か月連続してとか、そういうものは正規職員に準ずるものとして一時金の対象にしていくと、準用職員として認めていくとか、そういうことがやっぱり必要ではないかと思うのです。例えばここでいう管理員の方は、1日働かないのですか。これもパートで、3時間ずつで交代するのでしょうか。ちょっとそここのところも教えてくれ。報告してください。

教育委員会事務局長（小林 亨君） 管理員については、1日勤務をしております。

13番（高橋秀昌君） 管理員の方は1日勤務しているけれども、一時金の対象外ということになります。率直に言えば職業に対する差別です。昔で言えば、私の子どもの頃で言えば、管理員の方は火の後始末をしてみたり、時間になれば鐘を鳴らして始業、授業が終われば鐘を鳴らすという仕事をしていたのです。今はもっともっと細かいこといっぱいやるわけです。そういう人が1日働いていてもその一時金の対象外というのは、あまりにも率直に言えば職業に対する行政の側の差別と言われてもやむを得ないのではないかと私は思うのです。もちろん私は誰でも一時金出さない、1日で3時間しか働かない人も出さないという意味ではないのです。一定の8時間近い勤務を連続して働く人たちをやっぱり対象とするような規定の改善が必要ではないかということを感じたのですが、ぜひ検討することを求めたいと思いますが、副町長、どうですか。

副町長（吉澤深雪君） 今の件、指摘の件については、精査の上、検討なりしていきたいと考えています。

社会文教常任委員長（今井幸代君） ほかにご質疑のある方。

ないようですので、議案第52号に対する質疑は終了いたします。

続いて、議案第54号を議題といたします。

執行の説明を求めます。

保健福祉課長（渡邊 賢君） それでは、ちょっと飛びますが、議案書36ページをお開きください。議案第54号 令和2年度田上町訪問看護事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

今回、当初の提案理由……

（36ページの声あり）

保健福祉課長（渡邊 賢君） 36ページでございます。提案理由でもございましたけれども、歳入歳出総額には変更ございません。歳出のみの補正ということになっておりますので、よろしく願いをいたします。

それでは、議案書39ページ御覧ください。お開きください。歳出というところでございます。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額としては6万3,000円の減ということでお願いをするものでございます。訪問看護事業ということで説明欄にございますけれども、訪問看護職員4人正職員おります。4人分の期末手当ということで6万3,000円を減額するというものでございます。

その下の2款基金積立金、1項基金積立金、1目訪問看護事業財政調整基金積立金6万3,000円を追加、増額するものでございます。要は人件費で落ちた分を基金に

積み立てるということで、歳出のみの補正ということになっております。積立金ということでは6万3,000円を積み立てるといいます。これによりまして令和2年度末の見込みでございますが、基金額としては1,336万5,000円ほどという予定になりますので、よろしくお願いをいたします。

説明は以上でございます。

社会文教常任委員長（今井幸代君） 説明が終わりました。

質疑のある方、ご発言願います。

それでは、ないようですので、議案第54号に対する質疑は終了いたします。

それでは、これより討論及び採決を行います。

議案第52号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

13番（高橋秀昌君） 私は、極めて消極的な賛成討論に参加したいと思っています。なぜかという、今日本中がコロナ禍で経済が大変な状況になっています。本来であればこういうときこそ大企業が450兆円もの使えないお金をため込んでいるわけですから、大企業から協力してもらって、少なくとも大企業に働く人たち、大企業に関連のある中小企業の人たちへそのお金を回していく、そういうやっぱり協力が必要だと思っております。そうやることによって、その恩恵を受けている中小、零細も経済活動に参加できるという状況が生まれるのだと思っております。こういうときに消費する側、つまり労働者です。こういう人たちがさらに消費を抑え込むというような施策は、私は国のやり方としても県の人事委員会としてもふさわしくないと考えているのです。やっぱりこういうときだからこそ、消費ができるような条件をいかにつくるかというのが国や県の仕事だと思っております。そういう視点でいけば、たとえ二百数十万円ではありますけれども、減額するというのはおかしいではないかというのが私の率直な考え方です。しかしながら、当労働組合がそれを認めたということでもありますから、そういう意味で私はやむを得ないということで賛成討論といたしたいと思っております。

以上です。

社会文教常任委員長（今井幸代君） ほかにありませんか。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第52号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

社会文教常任委員長（今井幸代君） 異議なしと認めます。よって、議案第52号は原案

のとおり決定いたしました。

続いて、議案第54号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第54号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

社会文教常任委員長（今井幸代君） 異議なしと認めます。よって、議案第54号は原案のとおり決定いたしました。

これをもちまして本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

以上で閉会となります。本会議の開会は追って連絡がされるということですので、皆さんそれまで暫時休憩ということでもよろしく願います。お疲れさまでした。

午後2時15分 閉 会

田上町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

令和2年11月24日

社会文教常任委員長 今 井 幸 代